

## 第23期第31回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和元年11月5日(火曜日) 13:30～15:00

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第13番	曾我部英敏
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第7番	横井直次	第15番	池田辰夫
第8番	藤田健太郎	第16番	伊藤慎吾
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第6番	井下八郎	第14番	西原實
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

#### (3) 欠席委員 3人

農業委員	第2番	石山敏夫
農業委員	第6番	寺尾俊行
農業委員	第17番	渡邊勝俊

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
農地係 長	田 中 賢 禪	農政係 長	谷 口 恭 子
主 任	井 上 貴 清	主 事	池 田 有 里
臨時職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
農政関係 農業経営について



13時30分開会

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員16人・推進委員15人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

**藤田会長**

皆さん、こんにちは。いい天気が続いております。実りの秋が終わり、稲作に関してはこの辺りは不良であると、自然の関係もあるのですが、皆様方には来年に向けて秘策を練ってもらいたいと思います。冬野菜に向けていろいろなことに取り組まれていると思いますが、この時期になりますと特に今月の15日から猟期が開くわけで、特にイノシシ、サル等についての被害、私が住んでいる垣生ではこの最近になって住宅地にもイノシシがでたということで、山にはいましたが、住宅地に3年前くらいまではいなかったのですが、大島の二の舞になってはいけないと、いろいろ取り組んで行かなければならないという中でそれが遅れてしまい、住み着いて田の方にも下りてきたと、住宅地がいっぱいありますので危害を受けないように地域を上げて自治会等と一緒に我々農業委員、そして農地を守るために農業委員会、改良区、農協の組織等を利用して取り組まなければならない。特に具体的な話にはなっていないの

ですが、皆様方の地域でも心配されているのではないかと  
思います。農地を守り、地域住民を守るというのも我々の  
務めでございますので、皆様方そういったことに関しまし  
てもいろいろご尽力いただいたらと思いますのでよろしく  
お願いします。

それでは、ただいまから第31回新居浜市農業委員会総会  
を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議  
案第5号までとなっております。農政関係は、「農業経営」  
についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第  
19条の規定により、会長において矢野 重明委員と藤田 幸  
隆委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいたし  
ます。これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。議案中、第1号から第4号  
は決議事項、第5号は意見事項となっております。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」  
を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

#### **近藤事務局次長**

議案第1号につきましては、租税特別措置法第70条の6  
第1項の規定に基づく相続税の納税猶予適格者証明願で、第  
1番の1件でございます。

2ページをご覧ください。

第1番、外山町、田8筆、畑2筆、計10筆、面積計6,  
590平方メートル、相続人は、外山町在住、(1-1)さん  
です。被相続人は、外山町(1-2)さんです。証明内容と  
いたしましては、続柄は長男、同居、相続開始年月日は、令  
和元年7月17日です。ご審議の程よろしくお願いいたしま  
す。

#### **藤田会長**

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入り  
ます。御意見、御質問はございませんか。

はい、合田委員さん。

**合田委員** 以前は生涯ということだったと思うのですが、今、25年ということですか。

**藤田会長** 納税猶予は以前は20年でした。今は、永年ということですよ。他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長** ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページをご覧ください。議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転について」は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任** 議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第2番の1件でございますが、先程会長から説明がありましたとおり、議案第3号第19番の所有権移転につきましても、譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

4ページをお開きください。議案第2号第2番は、船木字上長野、畑、2筆、1,304平方メートル、続いて6ページをお開きください。議案第3号第19番は、萩生字河ノ北、畑、4筆、2,455平方メートル、譲受人は市内(2-1)さんです。

譲受人は、新規に農業に参入する目的で設立された農地所有適格法人であり、今回、営農を開始するにあたり、申請地を借入、及び取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたもので、作付けは榊、樅及び季節野菜を予定しております。

議案第2号第2番及び議案第3号第19番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみて

も問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましても、議案第2号については、地元委員であります高橋 眞次委員から、議案第3号については合田 有良委員からそれぞれ報告をいただきます。まず、高橋(眞)委員をお願いします。

**高橋(眞)委員**

はい、譲受人は(2-1)さんですけれども、農機具とか、その他土地の所有条件など調査いたしましたけれども、何も問題はなかったです。この、長野の土地はイノシシとかサルとかが非常に多く出る地域でございます。また、農作業をしている方も3名しかおりません。周囲の方達も(2-1)さんが耕作してくれることを歓迎しておられます。また、その土地も綺麗に、いつでも耕作できるように整備されております。全ての要件を満たしていると思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

**藤田会長**

**合田委員**

ありがとうございました。次に合田委員をお願いします。

この件の経緯から申し上げますと、ご本人が農業委員会の方に直接相談に行かれ、こういう土地はないかと探されておりました。元々、本人は荷内とか阿島の方で土地を探していたのですが、上手く手に入らなかったと、何を作るのかというお話をした所、櫛とか榊とかそういったものを栽培したいと、それだったらこういう所がありますよと、作物だとイノシシとかが来ますので作物は大変だと心配していたのですが、櫛とか榊などを作るのであれば大丈夫だということでこの土地を紹介させていただきました。該当地は、管理はしているのですが所有者は作物をほとんど作っ

てないというところで、中にはみかんとか栗とかそういった木を植えているのですが、それは全体の内の一部分で大部分は農地で作物は作っておりません。本人にも見ていただいて、購入したいと、所有者は東京の方に移転したものですから管理ができない、お互いに満足して手続きするようになりました。ただ、これは農地とは関係ないのですが、その一帯は稲作をしていたのでため池があるのですが、その溜池が売買の中に含まれるということで、農地の方は農業委員会の方で審議して、ため池については農地整備課が関係するので、改良区からすれば池が関係してしますので、維持、管理から外さなければならないので、そういう手続きは必要ではないのかというように懸念をしておりました。懸念するというのは、その手続きが非常に複雑で手間がかかると思っていたのですが、農業委員会の認識は農地整備課に聞いたらそんなに困難なことではないですと返事もらったと、私が農地整備課の方に行ったら変更になるから、それぞれの手続きが必要だと、複雑ではないかと思うのでその辺の問題点の調整を確認していただきたい。いづれにしましても池の分については農地ではありませんので、審議の対象からは外れるということで農地の分については問題ないというように思います。以上です。

**井上主任**

今の時点で補足説明させていただくと、ため池というのは別の地番で今回の公簿上の地目についても池沼になっておりまして、農地としては登録されていないので、申請地には含まれてないということで報告させていただきます。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、議案第2号及び議案第3号について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページをご覧ください。議案第4号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃借権設定で、第4番から第6番の3件でございます。

8ページをお開きください。第4番から第6番は、いずれも譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

第4番、多喜浜二丁目、畑、1筆、面積1,022平方メートル、第5番、多喜浜二丁目、畑、1筆、面積1,417平方メートル、続いて9ページをご覧ください。第6番、多喜浜二丁目、畑、1筆、面積1,546平方メートル、譲受人は、(4-1)さんです。

譲受人は現在、高齢者向け配食サービスの原材料を自社で生産するため多喜浜地区で3.5反ほどの農地を耕作しており、今回、農業経営規模拡大のため、現在耕作している農地に隣接する申請地を新たに借受ける目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を全て満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。2ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。ご審議の程よろしく願いいた

します。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、地元委員であります横井 直次委員から報告をいただきます。横井委員お願いします。

**横井委員**

(4-1) さんですが、去年から北側を借入れし真面目に耕作してござっております。パレットやコンテナであれだけの野菜ができたのですごいなと思っていたら、直ぐに南側を借入れしてくれ、また、真面目に耕作してござると思いますので許可をいたしました。よろしく申し上げます。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、議案第4号4番から6番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございせんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

10ページをお開きください。議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

**田中農地係長**

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、13件です。

11ページをご覧ください。

175番、又野三丁目、畑2筆、譲受人は、(5-1)さん。内容は、露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

176番、八幡一丁目、田1筆、譲受人は、(5-2)さん。内容は、建売住宅(3戸)165.18平方メー



トル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

177番、大生院字戸屋鼻、畑2筆、譲受人は、(5-3)さん。内容は、露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

178番、上原三丁目、畑6筆、譲受人は、(5-4)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

179番、庄内町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-5)さん。内容は、自己住宅109.30平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

180番、庄内町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-6)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

181番、船木字高祖、田1筆、譲受人は、(5-7)さん。内容は、自己住宅110.55平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

182番、上原四丁目、畑1筆、譲受人は、(5-8)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

183番、大生院 字岸影、畑1筆、譲受人は、(5-9)さん。内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、雑種地181.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所

有権移転です。

14ページをお開きください。

184番、国領一丁目、畑1筆、譲受人は、(5-10)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟)173.90平方メートル、一体利用地として、宅地235.25平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

185番、大生院字岸影、畑2筆、譲受人は、(5-11)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

186番、垣生五丁目、畑1筆、譲受人は、(5-12)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

187番、中萩町、畑1筆、譲受人は、(5-13)さん。内容は、宅地分譲(7区画)、一体利用地として、宅地796.68平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

以上、175番から187番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、175番から187番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時10分から総会を再開いたします。

(休憩)

**藤田会長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「農業経営について」を議題といたします。

本日はご多忙の中、JA新居浜市経済事業部から指導員の加地 仁土様をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。加地 仁土様です。

**JA新居浜市**

**加地指導員**

**藤田会長**

農協の加地でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今までの総会の中でも新居浜市で農業をしていく上でどのようなことをすれば、収入を得られるか等具体的な話を聞きたいと委員さんからお話がありましたので、本日はJA新居浜市加地指導員からご説明いただきたいと思っております。それでは、指導員よろしくお願いいたします。

**JA新居浜市**

**加地指導員**

今、紹介をいただきましたJA新居浜市の経済事業の加地でございます。本来ですと、担当次長の石川がこちらで説明する予定だったのですが、所用がありまして急遽来られなくなり、私が代理で出席させていただきました。

農業委員さんの方は大半僕のことを知ってもらっているかと思います。私は一度役職定年で農協の方を退職しているのですが、またその後に臨時で来させてもらっております。こういう席でご説明をする立場ではないのですが、本日は私をご説明をさせていただきたいと思います。先程、会長の方から新居浜の農業をどうしたらいいのかとお話があったのですが、こういう機会ですので私の今の立場で率直に思うこともお話をさせてもらいながら農業経営について考えてみたいと思います。

私もちょうど60歳になります。農協に入社したのは昭和55年、約40年ほど前、20歳で農協に入社しまして40年農協の方でお世話になっております。昔のことを思い出すと、私より先輩なので僕らより知っているかと思うのですが、ちょうど40年前、新居浜市の水田面積が1,000町歩、約1,000ヘクタールありました。その内、1,000ヘクタールある内でお米を作っている面積が大体800町足らず、当時、昭和45年くらいから転作という制度が始まりまして、それまでは戦後お米を作れ、増やせというようなことでお米を日本人の食料として作ってきたわけなのですが、それが、余り作り過ぎた、それから農業技術の進歩がどんどん進んでいって、米余り現象というのが昭和45年くらいから始まりまして、それからは一転してお米を作るなど、作らないでくださいという時代に入りました。1,000町あった内の20パーセント強だったと記憶しているのですが、転作してくださいとお米を作らないでくださいねと、1,000町あった800町足らずくらいお米を作っておりました。それから、40年経過すると、新居浜市の水田面積はだいたい700町歩強くらいだと思います。その内、お米を作っている面積は今年の集計をおいてみると300町歩きついています。290ヘクタールくらいしかお米を作っていないという状況です。

1,000町あったものが700町歩余り300町歩が40年間で減ったと、大体1年間に7、8ヘクタールずつくらいが改廃、田ではなくなった、住宅ができました、道路ができましたなどそういったことで、どんどん農地が減っていったというようなことをごさいます。たった40年の間に農業の状勢がどんどん変わっていき、お米が余り、お米を作らなくてもいいと、加えてお米の値段がどんどん下がっていくと、30年、40年前頃には1袋30キログラムが1万3千円くらいしていたと思います。ある、専業農家が米1町、麦1町作ってれば子供2人くらい大学に行かすことができるというような話をされている方もいらっしゃいました。ところが、お米の面積は減りますし、米価も下がって行って、今年、農協に出荷していただければ「ヒノヒカリ」あたりで6千円前後というような値段になっておりますので、僕が知っている高い時からいったら半値以下というようなことになっております。それで、農業経営をして採算が合うとかという話なのですが、はっきり言ってお米を作ったら経費、農業用機械とかのことを計算するとマイナスかと思えます。

ちょうど今から7、8年前に農業政策の大転換の年がありまして、平成22年頃だったのですが政権交代があった時にお米を作っている人にも補助金を出しますという制度が合ったのですが6年位でその制度は無くなったのですが、それまではお米を作らずに転作ですから他の野菜を作ると補助金を出しますよという政策だったのに、突然政権が変わると、お米を作っている人も補助金を出しましょうと、それはなぜかという、お米を作っても採算が合わない、マイナスですよということですからお米を作っている方にも転作の目標を達成したら1反当たり1万5千円だったかと思うのですが、補助金を出しますよという政策が10年ほど前にもありま

した。その時代から、お米を作っても採算が合わないというのは現実の問題じゃないかと思います。そういう中でお米を作っても採算が合わないということで農家の方もお米を作る方がどんどん減っていくと、特に若い方で世代交代するとお米を作っていくら稼げるかという話が出ていろいろ計算してみると、マイナスになると、だったら作れないというようなことでお米を作る方も減ってきているという状況です。その、お米を作らずに野菜でも作ってくれたら問題は無いのですが、当然新居浜の方はほとんどが兼業農家ということで、お米だったら機械化もされていますので何とか作ることができてもお米を辞めたら野菜を作れるかといったら正直野菜を作るところまでは手が回らないというのが実態で、この農業委員会でも毎回問題になっているかと思うのですが、耕作放棄地がどんどん増加しているというのが今の現状ではないかと思います。

耕作放棄地の対策ということで、平成26年だったと思うのですが、耕作放棄地を解消しようということで大型のトラクターを購入いたしまして耕作放棄地の生えている草をそれで刈って、そこに新たに農作物を植えてもらうという事業を始めました。2、3年ほど前からオペレーターも不足しているということで私が機械に乗って草刈りの作業にも行っているのですが、なかなか本来の趣旨はそういう耕作放棄地の草を刈って本来の農地に戻して、そこで農作物を作ろうというような目的で事業を始めたのですが、実際それを使って農地に戻して、そこで農作物を作っているという所は正直全体の1割あるかないかで、大半は隣近所に迷惑をかけるから草を刈ってくださいというところが大半でございます。なかなか、農地を有効的に使って農作物を作ってもらうのが一番いいのですが、現実的にはなかなかそういうところに至っていないというのが実態です。そういう中で、

少しでも新居浜で農業の振興をいうようなことを考えていかなければならない、我々 J A なり、農業委員会もそうだと思うのですが、そんなことを言っていたら農家が廃れて行きますので、何か 1 つ目的を持って、農業が継続できたらと考えて J A でも施策をうってはおります。

共同販売といいましていろいろ作ってもらって、農協で集めて出荷販売をするという事業も行っております。その中で特にお勧めしているのが、里芋と夏秋きゅうり、きゅうりもいろんな作型があって 1 年中作ろうと思ったらできるのですが、一応新居浜ではあまり施設等が必要ないということで夏秋きゅうりに取り組んでおります。その中でも特にお勧めをしているのが里芋でございます。また、話が戻るのですが私が入社したのが昭和 55 年と言いましたが、その頃転作ということでお米を作るなという制度の話をしていたのですが、米を作らずに、何を作ったらいいのかということで推進したのが里芋でございます。当時は女早生という品種だったと思いますが、これを転作の柱ということで田んぼでできる、多少湿田の所でもできるということで里芋をどんどん勧めました。どんどん勧めて、J A でも大きな選果場を、駅裏の経済センターに来ていただいても倉庫があるのですが、倉庫は元々は里芋の共同選果場で大きな選果場を据えて、里芋をどんどん作ってくださいと勧めたのですが、それから、10 年から 15 年経った頃、平成に入った頃だったと思うのですが、全国的に転作の中で、特に里芋を西日本は推進したということもあって面積が飛躍的に増えて単価の方が暴落しまして、その当時、僕も里芋を担当していたのですが、その資料ではキロ当たり 150 円とか 160 円とかしているんですが、当時一番安かった時はキロ 30 円くらいしか精算できないんです。里芋を作ってもらっても、いわゆる重量野菜とい

うことで大量に掘ってもらって出荷していたのですが、大体その当方で3トン前後ぐらいは1反で作ると里芋出荷できていたと思うのですが、仮にキロ30円だとしたら3トンで9万円にしかならないんですよね。こんなことはできないと、5年、10年経っていくと面積がどんどん減っていったという状況になりました。その当時のことを覚えている方は里芋を作っても安いし、重たいし悪いイメージの方が多いかと思います。ところがここ10年くらい前からその状況が変わっておりまして、1キロ単価で年によって変動はあるのですが、だいたい150円前後くらいでここ7、8年くらいはなっております。安い時には、120、130円の年もありましたが、高い時には170、180円もあってだいたい150円前後で売れております。里芋も当時は女早生だったのですが、今は、伊予美人という新しい品種に変わっております。これは、市場性も非常に高く、全国的に里芋を作ったのですが、単価が安いということで皆辞めてしまったと、特に九州辺りが産地ではあったのですが、疫病という病気が10年くらい前から里芋産地で流行っておりまして、この愛媛県辺りでぼつぼつでているのですが、そういうようなことも踏まえて面積が全国的にだいぶ減ってきました。そこへもってきて、日本は高齢化社会を迎えて僕が若い時には冬になると母は芋を炊くんですよね。芋を炊いたら大きな鍋で炊くので3、4日も毎日芋を食べさせるんですよね。20歳くらいの男が肉も食べたいし、芋ばかり食べたくないですよね。子供の時からずっと芋ばかり食べていたので若い時には芋は食べたくないと思っていたのですが、僕も50歳を超えたくらいから里芋を美味しいと思ったんですよね。やっぱり、歳を取ると食が変わるといいますか、嫁に里芋を炊いて欲しいと言うようになり、嫁も自ら炊くようになり、嫁も同い年で、歳を取ってくると里芋が美味し



いという話になります。それに加えて、伊予美人という新しい品種になっておりまして、見た目も味も大変良いということで評価が高い。値段的には先程も言ったとおりキロ150円くらいになります。そこにも書いてあるのですが、収量も個人差はあるのですが、少ない方でも2トンくらい、熱心な方で新居浜でも4トンくらい収量されている方もいらっしゃいます。平均を取って3トンでも45万円売上がありますよね。4トン収量できたら、60万円くらいになるという話です。里芋のもう一つの利点は、収穫期間が長いというメリットがあります。早ければ9月、少し早過ぎるかもしれませんが、10月から11月、12月、1月、2月、3月、4月頃、本当は3月頃には植えなければいけないのですが植えるのとは別の圃場ですので4月頃でも掘って集荷ができる、場合によっては値段が高かったりするんですよね。冬場の労働の分散といいますか、そういうこともできるというようなこともあって、ここ5年くらいから里芋を見直そうというようなことで特に愛媛県では東予中心に新居浜市も含めて隣の宇摩農協は古くから里芋の産地ということで皆さんご承知かと思うのですが、西条ですとか周桑辺りとか含めて里芋を県下的に推進しようというようなことで今面積がどんどん増えております。それに加えて、東予地域一体で里芋の面積が増えたということも踏まえて今共同選果場ということで四国中央市、旧の土居町蕪崎の方に全農が主体になって共同の選果場ということで東予一連の芋を集めてそこで共同選果をして、そこから共同出荷をしようというようなことで去年あたりから進めております。そういう出荷の体制も整えつつあります。ですから、掘って持ってきていただいたら後の出荷は全てJAがやりますよと、というようなことで進めております。おかげで着実に面積は増えてきております。そういうことで今一番よい作物と

聞かれると、重量野菜という問題もあるのですが、取り組みやすい、昔から新居の里芋といってちょうど40年ほど前もそういうキャッチフレーズで出荷していたのですが、新居浜は僕の中で古い宇高かどこかの写真だと思うのですが、50年くらい前の写真で里芋畑が写っている写真を見たことがあるのですが、そのくらい昔から里芋は作っていたということは適地なのだと思います。特に今年あたりは、川東地区、垣生も含めてその辺で特に里芋の栽培が非常に伸びております。今が出荷最盛期ということで毎日出荷をいたしておりますが、新居の里芋を見直そうを合言葉に今里芋の推進をしております。里芋に関しては重量が重たいということを除けばゆっくり長々に掘れるとか、それ専用の機械がいたりとか、あるいはビニールハウスがいたりとかそういうものではありませんので、一度取り組んでみて、あまり良くなかったと思えば次の年に辞めることができますので、そういうことも踏まえて里芋は適地だと思いますし、作り方自体はそんなに技術のいる作物ではないかというように思いますので、ぜひ、里芋を見直していただいたらというようなことでJA新居浜市の方では里芋を勧めております。

もう一つの方は、きゅうりということなんですが、夏秋きゅうりは4月の末から5月の始めくらいにゴールデンウィークがある時期にきゅうりの苗を定植して、収穫が6月の下旬くらいから収穫ができるかと思えます。7月、8月台風に当たらなければ8月下旬から9月上旬まで作ることができるのではないかと思います。確かにきゅうりは短期間が勝負なのですが、収穫作業が毎日ということになりますので若干大変かもしれません。ビニールハウスは必要ないのですが、支柱などの資材が一部必要になってくる場合もあります。きゅうりの場合も共同販売といいまして、農家の方はできた物を農協に持

ってきてもらったら選別とか箱詰めは農協でやっております。そういうことですから、作る方に専念ができるということになるかと思えます。表に時期とか経営収支とかが載っておりますが、1反作ればという話なのですが所得的に88万円と書いてありますが、1反きゅうりを作ろうと思ったら1人、2人の労力ではなかなか難しいと思うのですが、やれる場合は1反作るとそのくらいの所得がありますよという品目であります。そういうことで、特に農協では共販しているのは、里芋ときゅうりの2つをお勧めしております。新規の方でも、今、耕作されている方でも増反するという場合はわずかではあるのですが苗とか資材代の補助を農協の方でやっております。ぜひ作ってみたいとか、そういう話があれば我々に声をかけていただいたらもっと詳しくご説明できるかと思えます。準備もできるかと思えますので、よろしく願いいたします。今、申し上げたとおりぜひ農業委員の方と我々JA、指導員で新居浜の振興が図れるように頑張っていきたいと思えますのでよろしく願いしたいと思います。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、説明していただきましたが、何かご質問等はございませんか。

はい、伊藤委員。

**伊藤委員**

共同販売をしているのはこの2つですか。

**JA新居浜市**

**加地指導員**

いいえ、違います。他にもあります。他は苺、そら豆、果樹関係で言うとみかんとか、だいだいですとかも集荷しております。共同販売でしているのはこれくらいなのですが、後はあかがね市ですね、これは少量多品目ということで色々な物を作って出荷していただくと、これも一応JAを通じての販売ということでやっております。畜産も細々ですが豚とにわとりをやっております。

**藤田会長**

他にございませんか。はい、合田委員。

**合田委員**

ちょっと教えて欲しいのですが、減価償却費の主なものというのはどんなものですか。例えば運搬の軽トラとかの償却なんかはこの中に入っているのでしょうか。償却費の内容を聞きたいのですが。

**J A新居浜市**

**加地指導員**

本日、この基礎資料をもち合わせてないので分かりかねるのですが、軽トラックまでは計算には入れてないと思います。主要な掘り取り機でありますとか、トラクターでありますとか、耕耘機でありますとか、あるいは、里芋はどうしても消毒をしないといけないので消毒の機械とかは償却に入っていると思いますが、軽トラックまで入っているかは分かりかねます。申し訳ありません。

**藤田会長**

**久枝委員**

はい、久枝委員。

里芋なんですけど、連続がきかない作物ということで、聞いた限りでは3年くらい空けなければいけないと、1反でこれだけの収入ということなのですが、次3年後くらいにですよね、実際何年空けているのですか。

**J A新居浜市**

**加地指導員**

これは、何年という決まりはないのですが、一応2年くらい空けてほしいとは言ってますけど、3年とか4年とか空けている方が良いのですが、本当にたくさん作られている方は限られた圃場の中で作っておりますので、2年くらい空けたら、ただ何も作らずに空けるのではなく、ベストは稲ですね。間に2年稲を作ってもらって、その次の年に里芋を作るというのがベストです。ところがなかなかそこまで回らないので、補助で作られている方もいらっしゃるんですけど、そういう方は2年保全管理だけとか、その間に飼料作物などを仮に夏場に植えておいて、2年経ったらまた里芋をするという方もおいでます。一番ベストは、2年間稲を作った後に里芋が作れるのならこれが一番ベストではないかと思います。中には2年続けて作っている方もいます。1年目と2年目と

いったらどれだけ数量が下がるのかというと、いろいろ作った人の話を聞くと、確かに1年、2年連作すると、2年目は半分になるとは言いませんが、2、3割少ないかなと、芋が小さいなど聞きます。疫病が出やすいというのもあるみたいです。2年作って1年空けてまた里芋という方もいらっしゃると思うのですが、里芋は連作ができないというのが一番のネックにはなるのですが、2年くらい空けてもらったらたぶん大丈夫じゃないかと思います。

**藤田会長**

他にございませんか。今、加地さんの説明の中で里芋だったら期間が、きゅうりだったらどんどん成長していきますから集中してかかるけど、里芋の場合は期間が長いからできると、寶田さんがたくさんされているのですが、期間を長くされるというのも里芋の取り組む1つですか。

**寶田委員**

そうですね、お天気が悪いと採れませんので土が湿っていると芋の切り口が赤く変色するんですよ。ですから、なるべく晴れた日に収穫したいので、それと、収穫期間が長いので気分的に楽ですよ。

**藤田会長**

きゅうりの栽培する人はそんなに増えていないのですか。

**J A 新居浜市**

**加地指導員**

きゅうりは徐々に増えてます。今、栽培者も10名くらいにはなっています。新規の方も去年、一昨年くらいから何人かおいでますので徐々に増えております。

**藤田会長**

はい、合田委員。

**合田委員**

里芋の防除というのは毎月行うのですか。どんな防除ですか。

**J A 新居浜市**

**加地指導員**

里芋の消毒は月に2回くらいはしないといけないと思います。一番は疫病がでるのでその消毒と、あと夏場にダニとアブラムシとかが湧くので虫の消毒は7月、8

**藤田会長**

月くらいに2、3回は消毒をしなくてははいけないですね。  
今の里芋は昔と違って、1回マルチを張って昔の土寄せをしなくてははいけないとかが無いようで、肥料も1回肥えでやっていきますので、以前と比べて栽培は楽になっているのではないかと思います。今、言われたように防除については以前に比べて手を加えていかなければならない。この最近、疫病といって九州の方でいろいろあって、今、新居浜、西条辺りで研修会を行っていますが、採った後のくずを置いてほったらかしたり、かためて置くと疫病になるというようなことで、それらについては皆さん注意をしてくださいといわれますけど。他にございませんか。

はい、小野（春）委員。

**小野（春）委員**

加地さんにお伺いしたいのですが、今、報告で聞いたように米価というのが本当に望みも何も無いような状況になっている。今後、日本における米作は基幹の作物なのですが、推移はどういうように想定しているのですか。

**J A新居浜市  
加地指導員**

はい、なかなか難しい質問なのですが、先程言った30年で半値以下になったというのが実態で、最近、話の中でよくするのは、今年はお米を作られている方はウンカがきたり、台風がきたり、日照不足だったり、今年のお米は非常に悪かったです。異常気象とだったり、例えば千葉県辺りに今年3回、あんな大きな被害があって長野県千曲川が決壊したとか、初めてというようなことが起きてきていると思います。地球温暖化というのは昔から言われてますが、どんどん西日本でお米が作りにくくなっているのではないかと、僕はここ2、3年で痛感しています。そのうち北海道がお米の一番適地だと、北海道は梅雨が無いと言いながらたくさん雨が降ったり、北海道に台風が来るということはまず無いはずなのですが、北海道の方に台風が行ってみたいとかいうよう

なこともあって、だんだん気象が変わってきて、西日本のお米というのは今から先、豊作になるとか、品質の良いものができるとか、ちょっと厳しいかと漠然と思っております。どちらかといえば東日本ですね、元々お米どころといえば新潟とか東日本の方が米どころというような事で、そういう所の新潟のお米の単価が1万円以上しているわけですよ。ここだったら6千円しかしていないけれども、というようなことを踏まえて考えると今から西日本でできたお米の米価がどんどん上がるということはまず考えられない。現状維持か場合によったら少し西日本のお米は品質が悪いと、というようなことになると価格が下がる。昔からよく言われていた話なのですが、東日本で転作とかせずにお米を100パーセント植えたら西日本の米は一粒も作らなくても間に合うというのはよく昔から言われていることですが、たぶん今もそれはそんなに変わってないですし、1年間の1人の消費量はどんどん減っていってますので、そんなことも踏まえて考えると、それと高齢化していくと消費量も今後期待できるとは思えないので、お米の価格については大変厳しいのではないかと個人的ですがそう思っています。

#### **小野（春）委員**

参考に、今JAの新品種のひめの凜をよく言ってますよね。こういったのは、品質とか値段的なもので改善の余地はないのですか。

#### **JA新居浜市 加地指導員**

そうですね、ひめの凜もテレビで宣伝しており明日からひめの凜を一斉発売するんですけど、まだ、市場の評価は今年からなので正直なところ今は未知数なのかと思っております。ただ作る側からの話で県の方とも話をしたのですが、一応愛媛県としてはブランドとして、愛媛県のひめの凜、ブランド米として売り出していきたいという考えを持っていますので、言い方が悪いんですけど、誰でもかれでも作ってもらったら困ると、出荷、販売を

基準にして美味しいお米を作ってもらわないと、ブランド米として、ブランドの価値を下げないように、作られる方は出荷される方を基準に1ヘクタール以上、1町です。以上は圃場として作ってくださいというようなことで今のところはなっております。だからですね、作りたいと言っても種が入らないという状況です。1ヘクタール以上作るのであれば申し込んでいただいたら、種が手に入るということなのですが、作り方についてもなるべく食味を落とさないというようなことで作る方はブランドとしての価値を高める為にいろいろ規制をされているというのが実態です。買取の価格については一応それだけ県が後押ししながらやっていくので食味分析とかそういうものをしたうえで価格差をつけております。食味分析をして75パーセント以下という数字が出れば一応コシヒカリ並みくらいの価格では買おうというようなことでは全農中心でやっております。ただ、先程言った1ヘクタール以上ですので、新居浜では今年度作った方はいないです。情勢としては食味分析一等米だったら今のコシヒカリ並みの値段で7千円ちょっとあまりですね、そのブランド価格では買うということには今のところは進んでおります。ですから、ひめの凜がブランド化されて食味分析とかを計って美味しいものについては、ヒノヒカリよりかは高い値段での買取になると思います。

#### 藤田会長

今、ひめの凜の話が出たのですが今年西条で作った方に聞いたところ、そんなに高いということではない、たまたま今年は自然条件が悪かったからかも知れませんが。粒が大きいと、これはお米屋が困ると、ブレンドするのに、高温障害も出ております。いろいろ問題はあるだろうと、これから販売をされて所有者の方がどのようなことをされるのかなと思いますが、お米を作ってもこだわりの持ったものを作らなくてははいけない。今、JA



新居浜市が栽培方法と言って、新居の恵というのをやっておりますが、何でもいいので、人と同じことをしては上手くはいかない。こだわりを持って、それと、お米はたくさんできたら美味しくないと言われている。とにかく、いろんなことでこだわりを持った物を作っていく、里芋にしても、きゅうりにしても同じことをしていてもいけないので、人よりたくさん採る、頑張ると思えば変わったことをしなければいけないし、それによって、収益を上げていかなくてはならないと思います。他にございませんか。はい、加地さん。

**J A 新居浜市  
加地指導員**

最後に1つだけお願いというか、宣伝なのですが、農業まつりを毎年J A主催で行っております。今年は、ちょっと遅くなって、例年11月末にしていたのですが、今年は12月8日の日曜日にイオンの方で農業まつりを開催いたします。農業まつりの催し物として農産物品評会というのを農業まつりが始まって以来ずっと行っております。農業委員さんの中で自慢の野菜を作っていたいていると思うのですが、農業まつりの品評会に出品できるような物があればぜひ出品していただけたらと思います。毎年、出品される方が減って品評会にならないようなことも言われておりますので、ぜひ、今後の農業の発展のためにも1つからでも結構ですので出品をお願いします。もし、出品していただける方は前日、12月7日土曜日の10時くらいまでに各支所に持ち込んでもらえたら受付をさせていただきますので、何か出品をお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

**藤田会長**

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ありがとうございました。ここで、事務局から連絡事項があります。事務局どうぞ。

**谷口農政係長**

失礼します。次回の総会についてお知らせします。  
今回の送付物と一緒に送っていたのですが、今回は  
11月22日金曜日、ユアーズの方で行います。16時  
00分から総会を行い、その後引き続き17時15分か  
ら懇親会の方を行います。その出欠についてまだ、お返  
事を頂いてない方は事務局まで知らせて頂けたらと思  
います。以上です。

**藤田会長**

本日は、お忙しい中、JA新居浜市加地様には新居浜  
市農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうご  
ざいました。

以上をもちまして、第31回新居浜市農業委員会総会  
を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員